

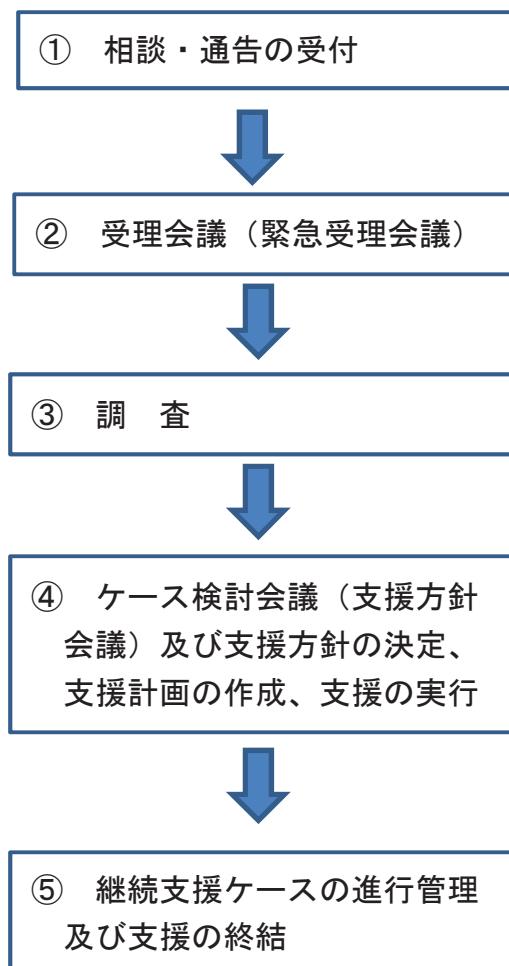
第3章 相談・通告から支援の流れ

第2章では、要対協の構造や運営方法について詳述したが、本章では市町村で実際に相談や通告を受け付けてから要対協等での支援に至るまでの流れについて記述する。

1 全体の流れ

(1) フロー図

子ども家庭相談の流れとしては、下記フロー図に示すとおりであり、児童相談所で受け付ける相談であれ、市町村で受け付ける相談であれ、基本的な流れは同じである。ただし、ケースに応じて②から④を一つの会議で行うなど、柔軟に対応することとして差し支えない。



※「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)…平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下「指針」という。）より抜粋

(2) 各フェーズの概要

① 相談・通告の受付

市町村が住民や関係機関から虐待通告を受理した場合は、ケースの緊急度を見定めながら、問題の内容など必要な情報を把握する。また、必要に応じて指導、助言を行う。緊急度が極めて高いと思われるケースは、児童相談所に連絡をする等、速やかな対応を行う。

② 受理会議（緊急受理会議）

虐待相談においては、特に受付段階（初期段階）の対応が重要であり、受付段階の対応がその後の対応に決定的な影響を与えることもある。従って、受理したケースについて、必ず受理会議（緊急受理会議）を開催したうえで、調査や安全確認の方法などについて協議し、組織的に初期対応の方針を決定する。

受理会議（緊急受理会議）の結果、緊急性があり児童相談所の介入が必要と判断される場合は、速やかに児童相談所と協議のうえ、ケースの送致を行う。なお、送致は文書による送致が原則であるが、場合によっては、文書は後日送付するなど、柔軟な対応を心がける。

③ 調査

受理したケースのうち、引き続き市町村において対応を検討することとされたケースについては、支援方針の決定に当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。

必要に応じて、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

④ ケース検討会議（支援方針会議）及び支援方針の決定、支援計画の策定、支援の実行

原則として、子どもの安全確認や初期調査を終えた時点で速やかにケース検討会議を開催する。会議では子どもの安全確認と初期調査の結果に基づき、緊急度・重症度の再確認と継続した支援が必要かどうか、要対協による支援が必要かどうかについて検討する。

市町村は、緊急に一時保護が必要と判断した場合は、児童相談所に連絡するとともに送致の手続を行う。また、調査や安全確認の結果、緊急度・重症度は低いものの、関係機関の協力を得ながら継続して状況把握を行う必要があるケースや関係機関と情報共有をしながら連携して在宅支援をする必要があるケース等については、「継続支援」ケースとして決定し、初期援助方針を定めるとともに、必要に応じて要対協の個別ケース検討会議において支援方法等について協議する。

初期調査の結果、虐待の事実が認められないと判断された場合、又は継

続的な支援を必要としないと判断された場合等は、「助言指導（終結）」として処理する。

⑤ 継続支援ケースの進行管理及び支援の終結

ケース検討会議において、「継続支援」を決定したケースは、初期援助方針に基づいて、福祉や母子保健サービスの活用、所属機関や地域の支援者による見守りや援助、継続的な来所相談や家庭訪問の実施等による支援を行う。

在宅での支援にあたっては、主担当機関の担当者に加えて、子どもの所属機関である学校や保育所など、様々な関係機関が連携・協力して行うことになるため、要対協の個別ケース検討会議を開催し、関係機関の役割分担や支援内容等について十分に協議したうえで実施する。

継続支援ケースは、要対協実務者会議にて進行管理を行う。家族の変化は予想以上に早く、いつのまにか虐待が再燃し、深刻化している場合もあることから、こうした情報を把握した場合は、速やかに個別ケース検討会議を開催し、最新の情報を関係機関と共有するとともに、援助方針や役割分担等の見直しを行う。

世帯が他市町村へ転出した場合や、子育て支援サービスや所属機関の通常の支援で対応できるようになった場合、又は一定期間虐待エピソードがなく安定が図られていることが確認できた場合等については、個別ケース検討会議で検討のうえ、要対協実務者会議で終結を決定する。

2 各フェーズにおける支援の方法及び留意点

以下では相談・通告から支援までの流れにおける各フェーズの支援の方法や留意点等について記述する。

(1) 相談・通告の受付	参考様式等
<p>○通告の受理</p> <p>ア 通告書、口頭、電話等にかかわらず、虐待の疑いのある子どもについての相談があった場合は、原則すべて「通告」として受理する。</p> <p>イ 関係機関からの通告は、電話等による受理を行ったあと、可能な限り通告書の送付を依頼するなどし、通告内容を詳細に確認する。</p> <p>ウ 受付時において把握すべき事項は以下のとおり。 ・子どもの現在の状況（権利が守られているか、命に影</p>	<p>【相談・通告受付票】 P25～26（別添3） (記載例 P46)</p> <p>【虐待相談に関する基本的留意事項】 指針（別添4）〔省略〕</p>

<p>響があると思われる状況か)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童記録票に記載する事項 ・子どもの家庭環境 ・子どもの生活歴、成育歴 ・子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況 ・支援等に関する子ども、保護者等の意向 ・保護者の状況（子ども及び家族との関係、健康面、心理面、社会面等） ・対応に関する相談、通告者の意向等 ・その他必要と思われる事項 <p>○通告受理時の対応</p> <p>ア 通告者の思いや気持ちを受け止めて、「相談・通告受付票」の項目に沿って丁寧に聞き取りを進める。</p> <p>イ 通告時において、夜間に閉め出されている、尋常でない子どもの悲鳴が聞こえる等子どもの安全が脅かされるような緊急事態の場合は、警察への通報を依頼する。</p> <p>ウ 通告者から得られた情報をもとに、住民登録担当部署と連携し、住所や子どもの氏名、家族構成等の世帯に関する基礎データを確認するとともに、生活保護や各種手当の受給状況について担当課から確認するほか、母子保健担当部署と連携し、子どもの健診情報を確認する。併せて、教育委員会等と連携して子どもの所属を確認し、保育所や学校等に所属している場合は、電話等により基本情報を収集し通告受付票を補完する。</p> <p>エ 子ども本人からの相談があった場合には、子どもの不安を受け止めつつ、心配をやわらげるとともに、子どもの安全を守る必要があることを子どもにも理解できるように説明するなど、特別な配慮をすることが必要である。</p> <p>子どもの話から速やかに安全確認が必要と判断される場合には、保護者の連絡先や子どもの所在の確認を行い、早急に面接するように努める。</p>	
--	--

(2) 受理会議（緊急受理会議）	参考様式等
<p>ア 虐待通告を受理したら、速やかに担当課等の複数の職員で受理会議（緊急受理会議）を開催する。会議を開催することで、通告受理時点での緊急性や重症度の判断、初期調査の方法等を組織として方針決定をする必要があることから、会議を行わずに、受理した担当者が一人で判断したり、上司に対する報告のみで終えたりすることは避けること。</p> <p>イ 参加メンバーは担当者や相談員等のほか、可能な限り管理職や虐待相談の責任者などが参加することを原則とする。</p> <p>ウ また、乳幼児や就学している子どもの場合は、可能な限り母子保健担当課や教育委員会等の庁内関係課にも参加を呼び掛け、初期対応方針についての情報共有を行うことも有効である。</p> <p>エ 会議では、通告内容等に基づき、緊急保護の必要性など緊急性度・重症度を判断する。</p> <p>オ 通告ケースの初期調査の方法について協議し、調査担当者を決定する。</p> <p>カ 子どもの安全確認の方法について協議し、目視を行う担当者を決定する。</p>	

(3) 調査	参考様式等
<p>○調査の方法及び留意点</p> <p>ア 調査の方法には、面接、電話、照会、委嘱等の方法があり、いずれの場合においても子どもや保護者等の意向を尊重するよう努め、子どもや保護者以外の者から情報を得るときは、原則として了解を得てから行う。</p> <p>イ 子どもや保護者等と面接を行う際は、事情聴取的な形ではなく、「非審判的態度」に心がけ、信頼関係の樹立に心がける。</p> <p>ウ 調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、子どもや保護者等の言動のほか、調査担当者が指導した事項についても記載する。</p> <p>エ 調査によって得られた情報を基に、地域との関係及</p>	

<p>び支援の状況等の評価を行い、子どもの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）に関するアセスメントを行う。</p> <p>オ アセスメントにあたっては、少なくとも子ども、家庭、地域社会という3つの側面及びその関係性について情報収集し、総合的な分析・検討を行う。</p>	
<p>○安全確認の方法及び留意点</p> <p>ア 子どもの安全確認は、子どもに会い、直接「目視」により行うことが原則である。場合によっては、学校の教職員や保育所の職員等、他の機関に依頼することも可能であるが、その場合は、子どものどんなところを注意して見てほしいか等をあらかじめ伝え、目視の結果についての情報を十分精査すること。</p> <p>イ 安全確認は、通告受理後、48時間以内を目安に速やかに行う。</p> <p>ウ 訪問や面接は、できる限り複数の職員で対応する。</p> <p>エ 家庭訪問により安全確認を行う場合の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家の外観の状況や玄関に入った場合に見える範囲の中の様子を確認する（屋外のゴミの散乱、屋内の衛生状況、家具、生活用具、子どもの遊具等）。 ・保護者の様子や夫婦間の様子、子どもへの態度等について確認する（怒る、攻撃的になる、泣き出す、話の理解度、夫婦仲、子どもに対しての話しかけ等）。 ・子どもの様子を確認する（傷やあざの有無、清潔か、衣服の様子、行動の様子等）。 ・子どもの様子を確認した際に、外傷等が見られた場合は、いつ、どこで、どのようにしてできたものか保護者に確認する。緊急に治療や保護を要する場合は、医療機関の受診や児童相談所への連絡を行う。 <p>オ 学校や保育所で安全確認を行う場合の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが登校、登園していることを確認し、帰宅前に目視による安全確認をさせてもらえるよう依頼する。 ・学校や保育所におけるこれまでの対応状況や子どもの様子、健康診断の受診状況などについて確認する。 ・学校や保育所がもっている保護者に関する情報を聞 	<p>【安全確認の根拠】</p> <p>児童虐待防止法第8条</p> <p>児童福祉法第25条の6</p>

<p>く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに面会し、傷やあざの有無を確認する。傷等が確認された場合には、写真などに記録するとともに、子どもに理由を聞き、その言動を記録する。また、緊急に治療や保護を要すると判断される場合は、医療機関の受診や児童相談所への連絡を行う。 <p>カ 親が安全確認を拒否した場合の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り丁寧に子どもに会わせるよう説得する。どうしても子どもに会わせることを拒否するときは、安全確認ができない緊急性のあるケースとして対応する必要がある。 ・保護者に対し、子どもに会わせてもらえない場合は、児童相談所に連絡することを告知する。それでも拒否する場合は、児童相談所へ連絡する。 <p>キ 虐待通告のあった子どもにきょうだいがいる場合は、きょうだいへの虐待の可能性についても考慮する。 きょうだいがいる場合には、通告のあった子どもと同様に安全確認と初期調査を行い、きょうだいについても虐待が認められた場合には、それぞれの子どもについても受理を行い調査・援助を継続する。</p>	
---	--

(4) ケース検討会議（支援方針会議）及び支援方針の決定、支援計画の策定、支援の実行	参考様式等
<p>○ケース検討会議（支援方針会議） P 9 (3)個別ケース検討会議を参照</p> <p>○支援計画の作成</p> <p>ア 調査やアセスメントに基づき、子どもの権利を守るための支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。作成にあたっては、問題に至ったプロセスを考え、それを改善するための支援目標を設定する。</p> <p>イ 支援計画には、子ども、保護者、家族のそれぞれの支援内容を具備する。</p> <p>ウ 特に虐待やネグレクトで傷ついた子どもへの支援は、親子関係改善の意味でも重要である。</p> <p>エ 支援計画に基づき、要対協において、各関係機関の役割や支援目標、情報の集約先を明確化する。</p> <p>オ 定期的にケースの変化や支援目標の到達状況について、組織的に確認し、支援内容の見直しを行う。</p> <p>○支援及び指導の実行等</p> <p>ア 市町村が中心となって対応するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助言指導… 1ないし数回の助言等適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する支援 ・継続指導…継続的な支援が必要な子どもや保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う支援 <p>イ 他機関に送致するもの等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所への送致…児童福祉法第 27 条の措置が必要なケース、一時保護などが必要なケース など ・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導 ・助産又は母子保健の実施に係る県知事への報告（福祉事務所未設置町村の場合） 	<p>【児童相談所への送致】 P39 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号</p> <p>【児童福祉法第 27 条の措置】 指針(別添 7)〔省略〕</p> <p>【知的障害者福祉司等指導】 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項</p> <p>【助産等に係る知事報告】 児童福祉法第 25 条の 7 第 2 項第 3 号</p>

<p>ウ 県(児童相談所)の指導措置委託を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年児童福祉法改正により、在宅支援強化の一環として、指導措置の委託先に市町村が追加され、委託を受けた場合は、市町村による指導を実施する。 ・市町村は、委託を受けた場合は、児童相談所との役割を明確化し、児童相談所と頻回な情報共有を行う。 	<p>【県の指導措置委託】</p> <p>児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号</p>
--	--

(5) 継続支援ケースの進行管理及び支援の終結	参考様式等
<p>○児童記録票の作成について</p> <p>ア 繼続支援を決定したケースについては、ケースの概要や支援過程の理解のため、児童記録票を子どもごとに作成する。</p> <p>イ 児童記録票には、面接過程で聴取した必要事項のほか、態度や表情、助言やそれに対する反応など、事実を正確に記載する。</p> <p>ウ 子ども虐待については、一度終結したケースであっても、のちに再度受理することもあるため、児童記録票の保存は重要である。保存期間は、満 25 歳になるまで又は支援の終了後 5 年間などが考えられる。</p>	<p>【児童記録票】</p> <p>P27 指針 (別添 9)</p>
<p>○支援の終結について</p> <p>ア 支援の終結を判断する目安としては、「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態が 6 か月以上継続したとき、又はその他管轄外への転居、子どもが満 18 歳に達し、適切な支援機関に引継ぎ終えたときなどが考えられる。</p> <p>イ 終結の方針を決定するにあたっては、終結の判断をするに至った理由を明確にして児童記録票に記載する。</p> <p>ウ 関係機関が連携して対応していたケースは、担当者間で連絡、協議するなど、情報共有のうえ、合意形成し、要対協実務者会議で終結する旨の報告を行う。</p>	

<p>○転居への対応等について</p> <p>ア 繼続支援中のケースが他の自治体に転出した場合、転出先の自治体にケースを移管する。ケース移管にあたっては、情報提供の記録や連携内容の記録を行う。</p> <p>イ 平成19年児童虐待防止法改正法により、地方公共団体の機関は、市町村長等から子ども虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、情報利用に相当な理由があるときは、これを提供できることが明確化された。そのため、市町村は円滑な情報交換や情報共有に努める必要がある。</p>	<p>【ケース移管】</p> <p>P11 児童福祉法第25条等 P14 参考様式2</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>P11 児童虐待防止法第13条の4 P13 参考様式1</p>
---	--

指針（別添3）

虐待相談・通告受付票については、いずれの様式を使用しても差し支えない。

相談・通告受付票

聴取者（ ）

受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分		
子 ど も	ふりがな 氏名			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 () 歳 男・女		
	住 所			
	就学状況	未就学/保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 ()		
保 護 者	ふりがな 氏名			
	職 業			
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)	
	住 所	電話		
主 訴 (程度、期間など)				
子どもの状況				
子どもの生活歴、 生育歴など				
家庭の状況 及び 子どもの家庭環境		・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等		
子どもの居住環境 及び学校、地域社会等の所属集団の 状況				
支援に関する子ど も、保護者の意向				
過去の相談歴				
相 談 者	氏 名			
	住 所	電話		
	関係(職業)		相談意図	保護・調査・相談
相談への対応 (緊急対応の要否)				
決 裁		年 月 日		

虐待相談・通告受付票

聴取者()

受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分				
子 ど も	ふりがな 氏 名					
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 () 歳 男・女				
	住 所					
	就学状況	未就学/保・幼・小・中・高校 年 組 担任名() 出席状況: 良好 欠席がち 不登校状態				
保 護 者	ふりがな 氏 名					
	職 業					
	続柄年齢	続柄() 年齢(歳)	続柄() 年齢(歳)			
	住 所	電話				
虐 待 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・誰から ・いつから ・程度は ・どんなふうに 				
虐待の種類		(主○ 従○: 身体的/性的/ネグレクト/心理的)				
子どもの状況		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の居場所: ・保育所等通園の状況: 				
家庭の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・家族内の協力者 () ・家族以外の協力者 () ・きょうだいの有無 有 • 無 ・同居家族 ・D V被害等 				
情報源と 保護者の了解		<ul style="list-style-type: none"> ・通告者は 実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者()から聞いた ・保護者は この通告を(承知・拒否・知らせていない) 				
通 告 者	氏 名					
	住 所	電話				
	関係(職業)	家族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・児童委員・警察				
	通告意図	子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談				
	調査協力	調査協力(諾 • 否) 当所からの連絡(諾 • 否)				
通告者への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・自機関で実態把握する ・その他() 				
決 裁		年 月 日				

指針（別添9）

児童記録票

(1) 様式

(第1面)

受理年月日		平成 年 月 日 相談歴 有・無						
事例番号			種別			担当者		
子 ど も 本 人	ふりがな 氏名 (通称)	()		性別	男 女	生年月日 (S・H) 年 月 日	年齢	
	保育所 等利用	保育所 幼稚園	学年 年 担任 その他の関係職員					
	本籍地	都道府県 (外国籍)						
	現住所							
保護者	氏名							
	現住所				続柄			
	電話				勤務先 (留意)			
保護者	氏名				氏名			
	現住所				現住所			
	電話				電話			
相談者		子どもとの関係						
家族状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業 (就業時間)	健康状況	備考 (居住等)	

(第2面)

主訴									
生活状況 (養育状況)									
経済状況									
福祉サービ ス・機関等利 用状況									
統計 分類	経 路			種類 別			処 理		

(第3面)

受付 年 月 日 (新・再)	
受付面接結果及び助言事項	
受付面接所見	担当者

(第4面)

調査結果及び支援事項	
調査所見	
年 月 日 担当者	

総
合
所
見

支 援 方 針	支援内容及びその理由	
	保護者・子ども等の意向	保護者の意思 子どもの意向 その他()
	地域協議会の意見	・照会の有無 有(年 月 日) 無 ・照会の事由 ・意見内容
	短期的課題	課題達成のための具体的支援方法 (関係機関との連携のあり方を含む)
	中長期的課題	次期検証時期 年 月
	課題達成のための具体的支援方法 (関係機関との連携のあり方を含む)	年 月 日 責任者

(第7面)

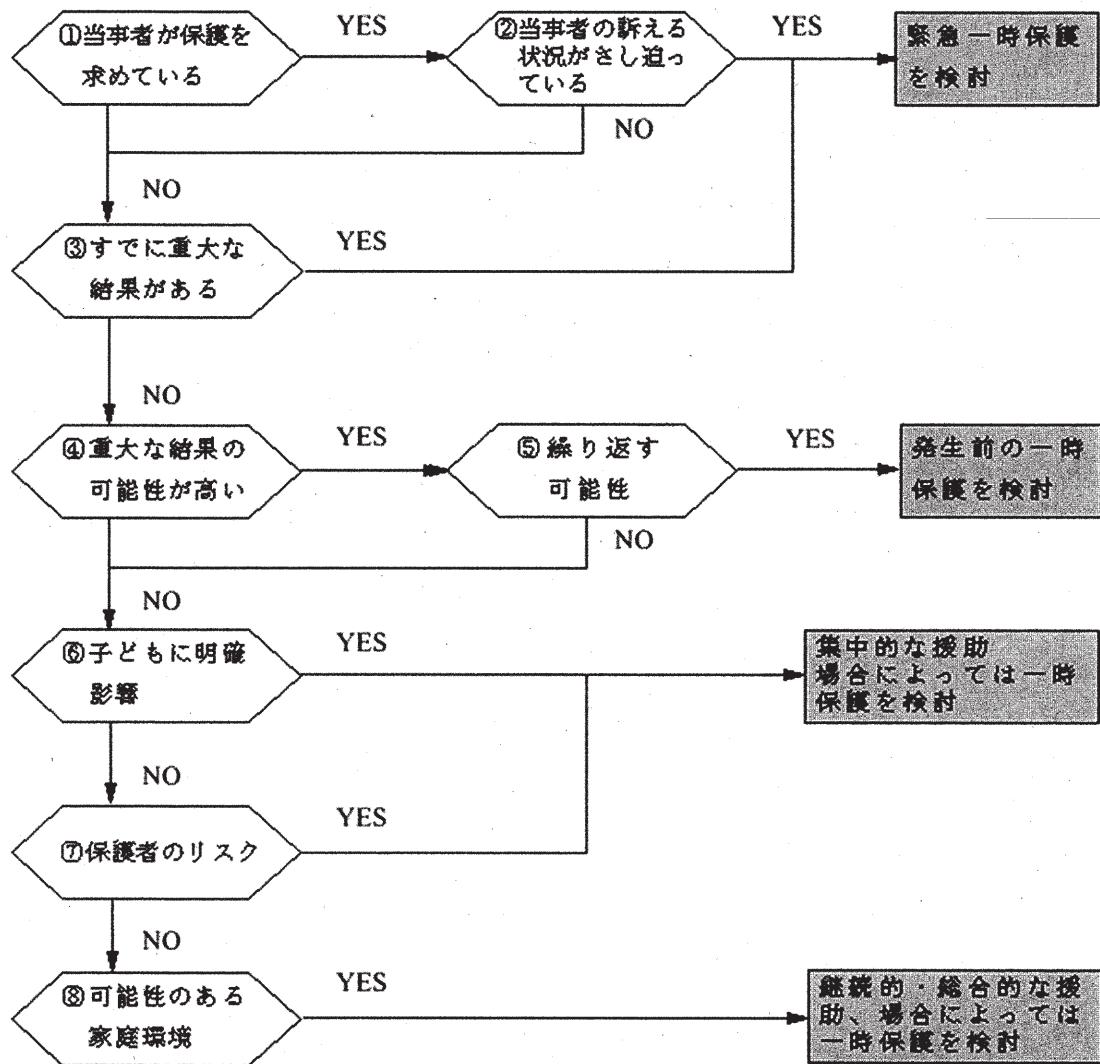
調査、面接、相談支援等経過

(第8面)

支 援 の 終 結 事 由					
子 ど も や 保 護 者 等 へ の 説 明 内 容					
終結年月日	平成 年 月 日				

指針（別添5）

① 当事者が保護を求めている?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている		* 情報
② 当事者の訴える状況が差し迫っている?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど このままでは「何をしてかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど		
③ すでに虐待により重大な結果が生じている?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） <input type="checkbox"/> 外傷（外傷の種類と箇所： 例：栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、（　　））		
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面攻撃、首縛め、シェーキング、道具を使った体罰、 逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、（　　） <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、（　　）		
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、（　　） <input type="checkbox"/> 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、（　　） <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱		
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、（　　） <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例：無表情、表情力弱い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求める、（　　） <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例：発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、（　　）		
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、（　　） <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例：適応的・精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、（　　） <input type="checkbox"/> 性格的問題 例：衝動的、攻撃的、未熟性、（　　） <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例：現在常用している、過去に経験がある、（　　） <input type="checkbox"/> 見立相談所等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力、不和 日常的に子どもを守る人がいない		
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、（　　） <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、逆行、自傷行為、 過み食い、異食、過食、（　　） <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例：被虐待歴、愛されなかった思い、（　　） <input type="checkbox"/> 級育態度・知識の問題 例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、（　　）		



(解説)

- A ①②③のいずれかで「はい」がある時→緊急一時保護の必要性を検討
- B ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき→次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C ①～⑤いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
 - 表面化していないなくても深刻な虐待が起きている可能性
 - あるいは虐待が深刻化する可能性
 - 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見通しによっては一時保護を検討
- A～Cのいずれにも該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
 - 家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する

3 児童相談所との連携

平成28年の児童福祉法改正後、子どもと家庭に関する第一義的な相談・通告の窓口は、身近な市町村が担うこととなった。このため、児童相談所は主に一時保護や施設入所が必要な緊急性のあるケースや市町村の対応では困難なケースへの対応、市町村の子ども家庭相談や要対協で対応しているケースへの助言など、より専門的な立場からの支援という役割が求められている。市町村の要対協としては、こうした役割をよく理解したうえで、児童相談所と連携していくことが大切である。

(1) 児童相談所の機能と役割

① 児童相談所の基本的機能

- ア 子ども家庭相談を行う市町村への援助を行う。
- イ 専門的な知識や技術を必要とする子ども家庭相談について、必要に応じて、家庭の地域での状況や生活歴、子どもの発達や性格、行動等について専門的な見地から総合的に調査・診断・判定し、援助方針を定め、関係機関等と連携し子どもの援助を行う。
- ウ 必要に応じて子どもを家庭から分離して一時保護を行う。
- エ 子ども又は保護者を児童福祉司等に指導させたり、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に入所させ、又は里親に委託する等の措置を行う。

② 市町村との連携における児童相談所の役割

- ア ケースの初期対応や進行管理、一時保護等の必要性の判断等、市町村の子ども家庭相談の対応についての技術的援助や助言を行う。
- イ 市町村では対応が困難なケースの送致を受け、子どもの安全確保のために立入調査や一時保護、児童福祉施設入所措置等の権限を活用し、子どもや保護者に対する専門的な支援を行う。
- ウ 施設の退所後の子どもが安定した生活を継続できるよう、市町村と協力して子どもや保護者に対する支援を行う。

(2) 市町村と児童相談所の役割分担・連携

① 市町村と児童相談所の役割分担の基本的な考え方

- ア 指針において、市町村は、子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用すること等により、自ら対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応や、自ら対応してきたケースについて、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担う。

イ 一方、児童相談所は、市町村の対応についての技術的援助や助言を行うとともに、市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の行政権限の手段も活用しつつ、専門的な相談支援を行う。

ウ 子ども家庭相談に関して「軽微」又は「専門的」と判断する具体的基準は定まっていないが、それぞれの役割を踏まえると、概ね次のようなケースが例として考えられる。

② 市町村が主に対応するケースの例

ア 住民や関係機関からの相談・通告を受理し、初期調査をした結果、市町村の子育て支援サービスにより継続した支援が必要であると判断されたケース

イ 虐待の疑いがあるが、安全確認や初期調査の結果、子どもの安全についての重大・深刻な危険はなく、子どもの安全についての問題が軽微であると判断されたケース

ウ 虐待の疑いがあるが、緊急度や重症度が低く、保育所や学校などの所属集団において、継続的な子どもの状況把握が可能であり、関係機関による援助が継続的に必要であると判断されたケース

エ 乳幼児健診の未受診歴があり、保健師の受診勧奨により受診はしたものの、母親に育児の不安がある等、継続して養育支援が必要と判断されたケース、あるいは乳児家庭全戸訪問事業により母親の育児不安等が確認され、母子保健分野と連携し、継続した養育支援が必要と判断されたケース

オ 児童相談所が主担当で継続的な支援を行ってきたケースのうち、虐待エピソードがなくなり、子どもの安全についての問題が軽微となったケースで、要対協で協議を行い、主担当が市町村に変更され、引き続き経過観察を行うケース

カ 児童相談所による一時保護を解除となり、帰宅した子どもや、児童福祉施設入所・里親委託措置が解除され、在宅生活を始めるケースで、要対協で協議を行い、主担当が市町村に変更され、在宅生活の状況把握と援助を継続して行うケース

③ 児童相談所が主に対応するケースの例

ア 市町村が受理した虐待通告のうち、受傷状況が重症、あるいは緊急に一時保護を行うなどの行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断されたケース

イ 市町村が通告受理後に行う初期調査を保護者が拒否する等により、子

どもの安全確認ができないケース

- ウ 乳児家庭全戸訪問やその後の訪問において子どもの安全を確認できないケース、あるいは、乳幼児健診未受診家庭で再三の受診勧奨にも応じず、子どもの安全確認ができないケースで出頭要求や立入調査等の法的対応が必要と判断されたケース
- エ 学校等において、保護者の虐待により、子ども自身が帰宅を拒否しているケース
- オ 通告の内容や子どもの発言等から性的虐待が疑われるケース
- カ 市町村が受理したケースのうち、市町村では対応が困難と判断されたケース又は市町村が主担当で継続支援しているケースのうち、状況の変化等により、要対協の協議で児童相談所に主担当を変更したケース

④ 市町村と児童相談所の連携

- ア 児童相談所は、個別ケース検討会や実務者会議以外にも、定期的に市町村を訪問し、ケースの情報交換や対応方法の助言を行うことが求められており、その仕組みづくりが必要である。
- イ 児童相談所による定期的な訪問や要対協の個別ケース検討会議、実務者会議を十分活用し、対象となるケースについて、市町村と児童相談所のどちらが主担当機関として支援にあたるかを明確にし、取りこぼしケースがないようにする。また、市町村と児童相談所のどちらが主担当機関になったとしても、主担当機関に任せきりにならないよう、互いに協力して対応していくことを心掛ける。
- ウ 休日、夜間等の時間外の通告への対応を適切に行うため、各市町村の虐待担当課と児童相談所との間で、緊急の連絡等に対応できるよう連絡先や対応職員などについて、事前に共有していくおくことも大切である。

（3）送致について

「送致」は、ケースの所管を移すことが必要な場合に行う。これにより、主担当機関が送致先の機関に移ることになる。送致については、市町村から児童相談所へ送致する場合と児童相談所から市町村へ送致する場合の二通りが想定される。

ア 市町村から児童相談所への送致

市町村から児童相談所へ送致を行うにあたっては、ケースの緊急度や重症度などから判断する。具体的には、保護者が市町村の関わりを拒否する場合や、市町村による子どもの安全確認ができない場合など、立入調査や一時保護、施設入所等の行政権限による措置が必要と考え

られるケースや、子どもに関する専門的な判定やケアが必要と考えられるケースなどがある。

実際に送致を行う場合は、事前に児童相談所と十分な協議を行い、送致書を送付することにより行う。組織としての判断や対応を明確にするため、送致書には送致理由を明記する。また、送致書には相談・通告受付票や児童記録票などの参考資料を添付し、児童相談所との情報共有が不十分にならないよう留意する。

なお、送致を行った場合でも、その後の対応は、市町村と児童相談所が連携して行っていくことが重要である。

イ 児童相談所から市町村への送致

児童相談所は、援助方針会議などで、市町村の支援や関係機関による状況把握と援助が必要だと判断したケースについては、市町村に送致する。

市町村から児童相談所に送致を行う場合と同様、事前に市町村と十分な協議を行い、送致書を送付することにより行う。組織としての判断や対応を明確にするため、送致書には送致理由を明記する。また、送致書には相談・通告受付票や児童記録票などの参考資料を添付し、市町村との情報共有が不十分にならないよう留意する。

市町村は、児童相談所から送致を受けた場合は、ケースの主担当機関として、要対協で管理するなどの対応を行う。

指針（別添6）

発第 号
年 月 日

児童相談所長

市町村長

送致書

下記の理由により、ケースを送致します。

記

子ども	氏 名	(男・女)		
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	保育所・ 学校等 利用状況	保育所・学校等名 学 年 担 任		
	現 住 所	〒 電話 ()		
保護者	氏 名		続柄	
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	職 業			
	現 住 所	〒 電話 ()		

送致理由	
送致に 当たっての 意見	
ケース概要	
対応経過	
ケース担当者	所属 氏名 電話 ()
添付資料	

4 子ども虐待相談対応の具体例

次にこれまで述べてきた相談・支援のフローに基づき、市町村での対応が想定される例について、架空の事例を用いながら、主な相談種別ごとに記述する。

(1) 泣き声通告

泣き声通告とは、「子どもの尋常ではない泣き声が聞こえる」、「大人の怒鳴り声と子どもの泣き声が聞こえる」という、子どもの声などから虐待を心配して相談があった場合のことをいう。

○対応のポイント

- ・可能な範囲で子ども及び世帯についての情報収集をしたうえで、安全確認の方法を検討（※安全確認：P20）
- ・保育施設や幼稚園、学校等に所属していない子どもについては、速やかに（48時間以内に）安全確認を実施
- ・家庭訪問をして安全確認をする場合においては、保護者から怒りや不満などをぶつけられる場合があるが、法律に基づいて行っていることを説明
- ・保育施設や幼稚園、学校等で安全確認ができる場合でも、直接家庭訪問し、声の心当たりについて確認することが望ましい

○対応の実際

① 初期調査（第3章2（1））

第3章2（1）「○通告の受理（ウ）」の項目について、速やかに関係機関等から情報収集を行う。迅速な対応が重要であるため、安全確認の方法を検討するのに十分な情報が収集できればよい。支援を検討するのに必要な情報の収集については、安全確認と並行して行う。

② 安全確認（第3章2（3））

初期調査で収集した情報をもとに、安全確認の方法を検討し、市町村職員又は市町村が依頼した者（家族や親族は除く。）が直接目視にて子どもの安全を確認する。

直接家庭訪問した場合においては、状況を確認するだけでなく、養育の苦労をねぎらうとともに、必要に応じて各種相談窓口についても教示する。

③ 受理会議及び支援の検討（第3章2（2）、（4））

調査した結果をもとに、受理会議を実施のうえ、今後の支援について検討する。何度訪問しても子どもの所在が確認できない場合は、児童相談所への送致も検討する。

○地域で連携して対応することが考えられる事例

＜ケース概要＞

【家族構成】

続柄	年齢	職・学校
父	33歳	会社員
母	30歳	パート
A男	7歳	小学校1年
B男	5歳	保育所
C男	3歳	保育所

【経過】

- 匿名の近隣住民より市町村に「夕方から夜にかけて、頻繁に子どもの泣き声と母の怒鳴り声が聞こえる」旨の通告
- 初期調査の結果、子どもはそれぞれ学校と保育所に所属していること、健診や予防接種は受けており、これまで市町村での関わりはない世帯であることが判明
- 学校及び保育所に子どもと世帯状況を確認したところ、学校や保育所には休まず登校、登園し、虐待を心配したことはないことが判明
- 市町村で家庭訪問を実施したところ、母が対応し、父は仕事が忙しく育児協力が得られないこと、夜は母一人で家事をこなしながら活発な男児3人の面倒をみるので、ついでに怒鳴りがちになることが判明
- 世帯については、父の仕事の関係で数年前に引っ越ししてきたこと、父母の実家がそれぞれ遠方で、日常的に育児協力を得るのは難しいことが判明

【対応のポイント】

- 学校や保育所等で子どもの安全を確認することができても、それだけでは虐待がないとは言い切れないため、家庭訪問をすることが必要。当ケースでは訪問の結果、泣き声や怒鳴り声の理由及び母の孤立した状況を把握できた
- このまま放置すれば、孤立した母が虐待に至る可能性があるため、予防的な対応が必要

【まとめ】

当ケースでは、要対協の個別ケース検討会を開催して、関係機関で情報を共有し、保育所や放課後児童クラブで母にこまめに声をかけること、地域(民生児童委員等)でも気にかけて世帯を見守ることを依頼するとともに、市町村担当課では母の了解を得たうえで父との面談を行い、父からも育児協力を得られるように働きかけをすること等を確認するとよい。

指針（別添3）の記載例

相談・通告受付票

聴取者（相談 花子）

受理年月日		平成30年3月14日（水）午前10時30分		
子どもの 情報	ふりがな 氏名	やまがた えーお びーお しーお 山形 A男、B男、C男		
	生年月日	A男：平成22年5月5日生 7歳 男 B男：平成24年6月6日生 5歳 男 C男：平成26年7月7日生 3歳 男		
	住所	山形市〇〇3丁目8-1△△ハイツ101号室		
	就学状況	A男：〇〇小学校 1年1組 担任名（教壇 立男） B男、C男：△△保育園		
保護者の 情報	ふりがな 氏名	やまがた たろう 山形 太郎	やまがた はなこ 山形 花子	
	職業	会社員		パート
	続柄年齢	続柄（父） 年齢（33歳）	続柄（母） 年齢（30歳）	
	住所	山形市〇〇3丁目8-1△△ハイツ101号室 電話 090-****-****		
主訴 (程度、期間など)	夕方から夜にかけて、頻繁に子どもの鳴き声と母の怒鳴り声が聞こえる。 (半年前ころから月に2回程度)			
子どもの状況	3人とも学校又は保育所に休まず登園し、不自然な怪我等もみられない。			
子どもの生活歴、 生育歴など	2年前に県外の△△市から転入。3人とも健診等での指摘事項はない。			
家庭の状況 及び 子どもの家庭環境	<ul style="list-style-type: none"> 父母と子ども3人の5人世帯。父は仕事で帰りが遅く、母が実質的に1人で子ども3人の面倒をみている状況。 家は整理整頓されている。 			
子どもの居住環境 及び学校、地域社会等の所属集団の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 2年前に転入してきたこともあり、近所との付き合いは少ない。 A男の学校での適応は良好。B男とC男は、保育園で若干落ち着きのない面もあるが、個別な配慮が必要なほどではない。 			
支援に関する子ど も、保護者の意向	母は子どもの養育について相談できる相手が欲しいとのこと。			
過去の相談歴	なし			
相談 者	氏名	匿名		
	住所	不明（同一アパートの住人と思われる）電話 090-****-****（履歴から）		
	関係（職業）	近隣住民	相談意図	保護・ 調査 相談
相談への対応 (緊急対応の要否)	個別ケース検討会を開催し、母の相談相手の確保等、関係機関で支援体制を確認する。			
決裁	平成30年3月16日			

(2) 身体的虐待

身体的虐待は傷が残らない程度のものから、子どもの命に関わる程度のものまで幅広い。最初は傷が残らない程度のものであっても、暴力はエスカレートするものであることを念頭に置き、子どもの安心・安全を最優先して支援していくことが重要である。

○対応のポイント

- ・子どもの外傷は、通常の活動などによってできたものか、暴力によってできたものかを見分けるのが難しい場合も多いが、繰り返し傷やあざを作つてくるようであれば、その都度子どもや保護者に「いつ」、「どこで」、「どのようにして」できた傷やあざなのかを確認のうえ記録
- ・不自然な傷などがあれば写真を撮影（写真は外傷の部分だけではなく、どの部分にできたのかわかるように全体の写真も撮影）
- ・治療が必要な状態の場合、速やかな病院の受診に誘導等
- ・時間が経過してしまうと記憶が曖昧になり、確認も困難になるため、外傷を発見したら速やかに対応
- ・保育所や学校等が外傷を発見した場合、速やかに連絡するよう依頼するなどの事前の連携構築を整備
- ・子どもの命に関わるような重大な外傷の場合は、児童相談所に送致することも念頭に入れて対応（※児童相談所への送致：P 39、様式P 41）

○対応の実際

① 初期調査（第3章2（1））

第3章2（1）「○通告の受理 ウ」の項目について、速やかに関係機関等から情報収集を行うとともに、外傷の写真を撮る（又は依頼する）。

話ができる年齢の子どもであれば、いつどこでできたものなのか聞き取り記録する。この際、誘導的な聞き方・断定的な聞き方（「叩かれたの？」等）にならないよう注意する。

② 受理会議及び保護者との面接（第3章2（2）、（3））

初期調査を基に受理会議を開催する。並行して保護者と面接を行い、外傷について話を聞く。外傷は暴力によってできたものと保護者が認めた場合でも、暴力を振るってしまった理由について確認する。そのうえで、暴力を振るうことの悪影響について保護者に話し、注意喚起する。保護者が暴力を否定する場合は、保護者が話したとおりに記録する。

③ 支援の検討（第3章2（4））

初期調査で得られた情報及び保護者との面接をもとに今後の支援を検討する。支援を検討する際には、要対協の個別ケース検討会を活用し、関係機関と協力して対応することも有効である。

○地域で連携して対応することが考えられる事例

＜ケース概要＞

【家族構成】

続柄	年齢	職・学校
父	28歳	会社員
母	28歳	専業主婦
D男	6歳	幼稚園年長
E子	4歳	幼稚園年少

【経過】

- ・幼稚園より「D男が顔にあざを作つて登園したため、話を聞いたら“父にバーンとされた”と言うが、どう対応したらよいか」と市町村に相談
- ・初期調査の結果、D男について3歳児健診で母から落ち着きのなさ、言葉の遅れなどについて相談があり、保健師がしばらくフォローしていたが、幼稚園に入り落ち着いたということでフォロー終了という取扱い経過が判明
- ・幼稚園に怪我の記録を残すこと、迎えに来た母に怪我ができた経緯について確認するよう依頼
- ・幼稚園で母に話を聞いたところ、いくら注意しても言うことを聞かないD男に父が腹を立て、頬を平手でたたいたこと、父はしつけと称して暴力をふるう時があり、母としてはやめさせたいが、注意してもやめない状況が判明
- ・D男については、幼稚園でも多少落ち着きがないところがあり、母もE子は育てやすいが、D男は育てにくいところがあると話す

【対応のポイント】

- ・あざを発見して即座に対応したこと、タイミングを外さず母に話を聞くことができ、父による暴力により母も困っていることが判明
- ・母は子どもの育てにくさを感じ、父の暴力も子どもの育てにくさに起因している可能性があるため、発達検査の実施等、子どもの見立て直しや園でのフォローを視野に入れた支援を検討
- ・虐待防止のためには、父への注意喚起が必要

【まとめ】

母の困り感を介入の糸口にし、母の了解を得たうえで幼稚園と市町村担当課で父から直接話を聞いた上で注意喚起をする必要がある。父が暴力を認め、注意喚起できた場合であっても、具体的な支援がなければ再発の恐れはあり、また、暴力を認めない場合には別途対応を検討しなければならない。よって、いずれの場合でも、児童相談所等を交えて要対協の個別ケース検討会を開催し、具体的な支援及び対応について検討するとよい。

(3) 性的虐待

性的虐待は命に関わるような危険は少ないものの、子どもの心に非常に深刻なダメージを与える虐待である。性的虐待は子ども虐待の中でも、対応の初期から専門的な対応が必要になるため、性的虐待が疑われる場合においては、速やかに児童相談所へ通告することが求められる。

○対応のポイント

- ・関係機関から性的虐待（疑い）に関する相談や通告があったときは、速やかに児童相談所に連絡
- ・事実関係がはっきりしないからといって、子どもに何度も話を聞いたり、保護者に確認したりすることは控える
- ・初期の時点では、子どもが一度話したことを翻す可能性があることを念頭に入れておく

○対応の実際

・早急な児童相談所への連絡（第3章2（3））

関係機関から性的虐待に関する相談が入った場合は、早急（原則相談があった当日）に児童相談所に通告するように関係機関に依頼する。場合によっては、市町村から児童相談所へ相談又は送致する（※児童相談所への送致：P39、様式：P41）。

○性的虐待の場合の対応事例

＜ケース概要＞

【家族構成】

続柄	年齢	職・学校
母	38歳	会社員
F子	13歳	中学1年
内縁の夫	50歳	不明

【経過】

- ・教育委員会より「中学校に在籍する中1女児・F子が母の内縁の夫より性的虐待を受けているようだがどう対応したらよいかと相談があった」として、市町村に要対協の個別ケース検討会の開催依頼
- ・経緯としては、本児が体調不良を訴えて保健室に来た際に養護教諭に、「パパから体を触られるから嫌だ」と訴えたことで発覚。母が学校へ提出した書類にはひとり親世帯として記載されているが、本児の話では小6の夏頃から同居しているとのこと
- ・母は最近仕事が忙しく帰宅時間が遅いため、内縁の夫とF子だけで過ごす時間が増えている様子
- ・進学の際には、小学校からは特に問題のない生徒として申し込みがあったが、中学校に入学してからは、体調不良を訴えて保健室に来ることが増加
- ・F子は相談したことを母や他の学校の先生に知られたくないと思い、養護教諭にも「他の人には絶対に言わないで」と発言

【対応のポイント】

- ・性的虐待が疑われる場合は、子どもの心身の安全を確保することが最優先となるため、P50のとおり、市町村に相談があったその日のうちに児童相談所に相談又は送致する
- ・関係機関から市町村に通告が入った場合でも、市町村の職員が直接子どもから話を聞くことはしない

【まとめ】

性的虐待の対応は、初期の段階から専門的な対応が求められるため、早急に児童相談所へ通告をする必要がある。よって、この事例については、個別ケース検討会の開催ではなく、教育委員会から学校に対し、児童相談所へ早急に通告するように指導してもらう必要がある。

(4) ネグレクト

ネグレクトは、生命に関わるような事例から、着替えや食事が十分でない事例など、その範囲は広く、当該事例をネグレクトと捉えるかは人によっても時代や社会によっても変わってくるなど、状態像は多様である。そのため、関係機関で共通認識をもって支援にあたることが重要である。

○対応のポイント

- ・子どもの生命に関わるような事例なのか、直ちに生命の危険はないが将来的に悪影響があると予想される事例なのかを整理
- ・周囲が心配するような状態であっても、保護者にも子ども自身にもネグレクトの自覚がないことが多く、見守りだけでは改善は困難
- ・保護者自身もネグレクト家庭で育ち、不十分な養育が「当たり前」になっているなど、ネグレクトの場合は保護者自身が多くの課題を抱えている場合がほとんどであるため、保護者への支援の視点は必須
- ・課題は解決困難なものが多いため、支援が長期にわたるという認識を持ち、一つの機関や一人の担当者が抱えることのないよう、役割分担を明確化

○対応の実際

① 初期調査（第3章2（1））

ネグレクトとして通告があった場合、又はネグレクトと思われる家庭を認知した場合、ネグレクトは保護者自身に自覚がない場合が多いため、支援は現在の状況が子どもに悪影響を与えるという認識を持たせることから始まる。ネグレクトの認識を持たせるだけでも時間を要することがあり、長期的な支援を念頭に置いた対応が必要となる。

これと並行して、第3章2（1）「○通告の受理 ウ」の項目について、関係機関等から情報収集を行う。

② 受理会議及び支援体制の構築（第3章2（2）、（3）、（4））

初期調査を基に受理会議を行う。その後の支援については、ネグレクトは解決すべき課題が多岐にわたるため、当該世帯の課題を整理し、多機関での支援ネットワークを構築したうえで、家族への支援という視点を持つことが重要である。

また、長期のネグレクトになると、簡単には状況が改善しないことが多く、関係する機関それぞれの支援状況とその効果を定期的に確認することが重要である。この点については、要対協を活用するなどし、連携を図る。

○地域で連携して対応することが考えられる事例

＜ケース概要＞

【家族構成】

続柄	年齢	職・学校
母	32歳	無職
G男	3歳	在宅

【経過】

- ・民生児童委員より「最近引っ越してきた母子世帯について、子ども一人で外にいたり、母が子どもを置いて買い物に出かけたりしている」と相談
- ・初期調査の結果、離婚に伴い他市町村より引っ越してきたこと、児童扶養手当を受給していること、子どもについては保育所へは通わず、在宅での養育であることが判明
- ・在宅の幼児であるため、市町村担当課で早急に家庭訪問を実施。最低限の生活用品は揃っているが、荷物は積まれたままで、ゴミ袋も散乱している状況
- ・母に話を聞いたところ、こうした事実は認めるがさほど危険なこととは思っておらず、「自分一人しかいないし、自分の小さいときもそうだったから大丈夫」と話す
- ・子どもについては、体格はしっかりしているが、顔や服などが汚れており、会話もはっきりしないなど、心配な様子もみられる
- ・母に養育の協力者はいるか確認すると、実家は近隣市町村にあるが、関係が悪いので実家には頼りたくないと話す

【対応のポイント】

- ・母に対し、まずは幼児を一人にすることの危険性について具体的に説明し、母の対応がネグレクトであることの自覚を促す
- ・保育所や幼稚園に在籍していない乳幼児については、日常的に安全を確認することが困難であるため、安全確認の方法について具体的に検討
- ・継続的な関わりを持つことで母の養育能力について客観的に評価を行い、必要な支援を実施

【まとめ】

市町村子ども相談担当と保健師が継続して家庭訪問を行い、子どもの安全確認をするとともに、まずはひとり親家庭に対する行政サービスを紹介し、利用できるものは利用を促す。その後、世帯の状況をある程度把握できれば、本世帯に必要な支援を行える機関を参集し、要対協の個別ケース検討会を開催することで、具体的な支援を検討するとよい。

(5) 面前DVによる心理的虐待

児童虐待防止法では、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうことは心理的虐待に当たるとされ、近年警察でDV事案を取扱った際に子どもの面前でのDVが発覚し、児童相談所に通告がなされるケースが増加している。DV被害者への支援と子ども虐待の対応とでは異なるところがあるため、その点を念頭に置いて支援することが必要である。

○対応のポイント

- ・ DV被害者支援では、被害者に寄り添って支援するのが基本であるが、子ども虐待の対応においては子どもの安全が最優先されるため、保護者の意向に反しても介入しなければいけない場合がある
- ・ DVの問題がある家庭では、子ども自身が直接暴力などの虐待を受けている場合もあることに留意
- ・ 被害者は経済的・社会的・心理的要因から「DVから逃げられない」状況におかれていることへの理解

○対応の実際

① 初期調査（第3章2（1））

DVは直接子どもの身体に危険が及ぶ場合も多いため、子どもが安全な状況であるか確認する必要がある。確認の結果、安全が脅かされるような状況であれば、婦人相談所による母子での一時保護や警察への相談を検討する。

安全確認と並行して、第3章2（1）「○通告の受理 ウ」の項目について、関係機関等から情報収集を行う。

② 受理会議及び保護者との面接（第3章2（2）、（3））

初期調査を基に受理会議を行う。これと並行して保護者との面接を実施し、DVの再発防止を指導する。結果として夫婦が別居し、当面被害の恐れが少なくなることもあるが、被害者が加害者のいる家庭で暮らすことを選択する場合もある。その場合は子ども虐待として要対協で取り扱うことを検討する。

③ DVの相談機関や相談員の紹介（第3章2（4））

DVの対応にあたっては、専門的な知識や対応が求められることが多いため、可能な限り専門の相談機関や相談員を紹介する。また、紹介するだけではなく、実際に相談へつながるように支援することが重要。

○地域で連携して対応することが考えられる事例

＜ケース概要＞

【家族構成】

続柄	年齢	職・学校
父	43歳	会社員
母	38歳	パート
H子	10歳	小学4年
I男	6歳	保育園年長

【経過】

- ・母が市町村の窓口に訪れ、「些細なことで夫から暴力をふるわれる」、「暴言は日常的であり、自分は我慢すればいいが、最近は長女に対しても“母親に似てクズだ”というため長女のH子のことが心配」と相談
- ・母の話では、長女は父の顔色をうかがっておどおどしている様子があり、長男は父の口調に似てきて乱暴な言葉使いをするようになってきているため、母としてはこのままではいけないという思いもある様子
- ・母は離婚も考えたことがあるが、経済的な不安があること、以前離婚を切り出した時に、「離婚には応じないし、経済力のないお前に子ども達は育てられない」と言われたことにより、離婚は難しいと思っている

【対応のポイント】

- ・母はDVから逃げられない状況に陥っていると思われるが、子ども達のことについては心配しているので、そこに焦点を当てることも重要
- ・母はDVから逃れるための手立てや、ひとり親になった場合の支援があることについて情報を持っていないようであるので、まずはそれらについて情報提供をし、具体的な手立てや支援について説明
- ・母がすぐには行動を起こさない可能性も考え、子ども虐待の対応として、DVの目撃は心理的虐待にあたること、長女に対する父の行為は虐待に当たることを説明し、場合によっては保護者の意図にかかわらず介入する場合があることを説明

【まとめ】

母を市及び総合支庁に配置されている婦人相談員につなぎ、婦人相談員からDVから逃げるための具体的な手立てや支援について紹介してもらうことで、離婚や別居などの行動に移せるように支援する。母が行動に移せず家庭にとどまる場合は、子ども虐待の対応として、世帯の見守りと支援をどうするか、要対協の個別ケース検討会を活用して対応を検討するとよい。

(6) 特定妊婦

特定妊婦とは、「出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等経済的な基盤が弱いケースや家族構成が複雑であるケース、知的・精神的障がいなどで育児困難が予測されるケースなどがある。

○対応のポイント

- ・若年・未婚・望まない妊娠等、妊婦のリスク要因を整理したうえで、出産後の子どもの養育についてリスクが高いと思われる者は、要対協で取り上げておき、関係機関へ特定妊婦であることを周知
- ・妊婦又は夫婦のみでの養育が困難と判断される場合、他に頼れる親戚や関係者の有無をあらかじめ確認
- ・「生まれてくる子どもを殺してしまいたい」、等、妊娠や子どもの存在自体に拒否感を示している場合には、早期に児童相談所へ連絡し、対応を協議
- ・妊娠届出時点ではリスク要因が確認されない場合でも、妊婦健診等の経過を経て、環境や気持ちの変動により妊娠中にリスクが出現することも十分考えられることを念頭に支援

○対応の実際

① 初期調査（第3章2（1））

特定妊婦になりうるリスク要因が見られた場合、第3章2（1）「○通告の受理 ウ」の項目について、関係機関等から情報収集を行う。特定妊婦のケースについては、とりわけ病院などから妊婦健診の受診状況や、健診時の妊婦及び家族の様子について確認する。併せて母の生育歴や既往歴等も確認できるとよい。

② 受理会議及び支援の検討（第3章2（2）、（3）、（4））

初期調査を基に受理会議を開催する。受理会議において、介入の仕方や時期、関係機関における役割分担などを協議する。母子保健担当者や保健師等、市町村の母子保健サービスに関わる支援者であると妊婦が受け入れやすい場合もある。

③ 出産後の対応（第3章2（4））

出産後は関係機関と連携して母子の状態を適宜確認し、産後うつなどの事態に備え、見守りを継続する必要がある。保育所や幼稚園等への入園などのタイミングで、関係機関における役割分担を見直すことも検討するとよい。

○地域で連携して対応することが考えられる事例

＜ケース概要＞

【家族構成】

続柄	年齢	職・学校
母	19歳	パート

【経過】

- ・病院より、「若年で未婚の妊婦が健診日に来院しない。電話をしても連絡が取れない状況である」と連絡
- ・当妊婦は、妊娠届時に保健師との面接において、「子の実父であるパートナーと連絡が取れず、今はパートで収入を得ているがそれもなくなるため将来が不安」と話していたことが判明
- ・民生委員より、市内に実家があり妊婦の父母が住んでいるが、「娘が結婚すると言って家を出てから連絡を取っていない」と話していたとの証言
- ・保健師・市町村職員が家庭訪問し妊婦と面接したところ、「健診日を忘れてしまった。電話も止められている」との話。妊婦と生活保護の受給について検討し、出産後の出前保育や保育所入園のサポートについても利用したいとのこと
- ・妊婦の了解の上、妊婦の父母へ連絡を取り状況を報告。後に妊婦より「父母と同居することとした。健診への同行等サポートしてもらえる」と連絡

【対応のポイント】

- ・妊婦のリスク要因や、妊婦自身の困り感を整理した上で、必要な支援を検討
- ・直接の面接による妊婦の気持ちを受け止めるような支援

【まとめ】

当ケースでは、市町村職員の働きかけにより家族からの協力を得られ、妊婦の経済的かつ精神的な支えができた。ケースによっては市町村担当課のみならず、要対協の個別ケース検討会議を活用するなどして介入の糸口や対応方法を検討するとよい。

(7) 所在不明児・居所不明児童

所在不明児とは、乳幼児健診や家庭訪問などで行政機関がその所在を確認できない、又は転居後の転出先が不明な子どもである。また、居所不明児童とは、学齢にある子どものうち、その子どもの定められた学校へ入学していない状態を指す「不就学児童」の中でも、居所不明等により不就学となっている子どものことをいう。

○対応のポイント

- ・健診状況や生育歴などから居所不明となる可能性が高い世帯に対しては、要対協で取り上げおき、関係機関に要保護世帯であることを周知しておく必要がある。その際、不登校の子どもと混合せず、世帯の抱えるリスクを整理
- ・所在や居所の確認が取れなくなった場合、関係機関が子どもを「いつ」「どこで」「誰が」「どのように」確認したのかを整理
- ・外国籍の親である場合、親が子どもを連れて母国に帰国した可能性も考えられるため、入国管理局への照会を実施
- ・世帯は管内にいないことが想定されるため、警察への捜索願の提出や児童相談所のCA情報の活用を検討（ただし、どちらも情報が不足している状態での捜索活動は困難であり、特にCA情報は児童相談所間でのFAXでのやりとりとなることから、捜索能力は低い）

○対応の実際

① 初期調査（第3章2（1））

居所不明が発覚した時点で迅速に、第3章2（1）「○通告の受理 ウ」の項目について、関係機関等から情報収集を行う。特に、保育園や幼稚園、その他教育機関へ最後に登園又は登校した日時とその際の状態を確認する。

② 受理会議及び安全確認（第3章2（2）、（3））

初期調査を基に受理会議を開催する。これと並行して、市町村職員又は関係機関による家庭訪問を実施する。不在であっても、人が住んでいる様子があれば手紙などの訪問したことがわかる形跡を残す。子どもの姿が確認できない場合には親族などに連絡をとり、情報の収集に努めるとともに捜索願提出を検討する。併せて、児童相談所への送致も協議すべきである。

③ その後の対応（第3章2（4））

子どもが管轄外地域にいることが確認された場合には、要対協のケース移管を行う。子どもが見つからない場合には、捜索を続けるとともに、特に児童手当や児童扶養手当、住民票の異動などの担当者と連携して対応することを確認する。

○地域で連携して対応することが考えられる事例

＜ケース概要＞

【家族構成】

続柄	年齢	職・学校
母	22歳	無職（生活保護受給）
J男	2歳	保育所

【経過】

- ・生活保護担当者から「生活保護受給中の母子世帯と連絡がとれない。10日前から子どもは保育所にも行っていない」と市町村に連絡
- ・当該世帯は未婚で本児を出産し、市内の母方実家からの協力も得られないこと、健診も来ないことが多いことなどから要対協において見守り継続の経過
- ・保育所に確認したところ、最近母が保育所に迎えに来た際に「友達のつてで都会で働くと思っている」と話していたとの証言
- ・市町村や保育園が母へ電話したが応答がない。家庭訪問をしたところ人の気配もなく、郵便物が溜まっている状況を確認。さらに近隣に住む民生委員より、当世帯が家賃を滞納していること、一週間ほど家の電気がついていないとの情報提供
- ・民生委員を仲介役に、母方実家へ連絡したところ、「こちらでも母に連絡をしてみる」との返答があり、その後、母方実家から「母と連絡がとれ、隣の〇〇県の友人宅にいると言っていた。保育所や市役所に連絡するよう母に伝えた」との報告
- ・市町村で母に電話したところ連絡がとれ、「仕事をするために〇〇県にいる。今後はこっちで生活する」と話す。子どもの安全確認を行いたい旨を伝えたところ、「明日一旦家に帰ろうと思っている」と聴取
- ・母と面接し、今後の生活について確認。子どもも目視により安全を確認

【対応のポイント】

- ・情報収集を速やかに行い、世帯の動きを整理
- ・家庭訪問し、家の状況を確認

【まとめ】

当世帯では、母方実家を経由して母と連絡がとれ、直接子どもの安全確認を行うことができた。転居先の市町村へ連絡し、要保護児童対策地域協議会間での移管手続きを行った。